

同一労働同一賃金の取組を進めましょう



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆうちゃん」

- 1 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
- 2 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

チェックしてみましょう！

- | | | | |
|---|---|------------------------------|-----------------------------|
| ① | パートやアルバイトにも労働条件通知書や雇用契約書を渡している。 | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ② | 人事異動や配置転換の対象者を就業規則等に定めるなど、すべての労働者にきちんと明示している。 | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ③ | 短時間・有期雇用労働者にも、正社員等と同様の手当を支給している。 | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ④ | 短時間・有期雇用労働者にも、正社員等に付与している慶弔休暇などの特別休暇も付与している。 | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ⑤ | 更衣室や休憩所、食堂については、雇用区分に関係なくすべての労働者が利用できる。 | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |

ひとつでも「NO」があれば注意が必要です。社内制度の点検を行いましょう。

「働き方改革推進支援センター富山」では、企業に対する個別支援を行っています。ぜひ、ご利用ください。

働き方改革 富山

🔍 検索



厚生労働省ホームページに、多様な働き方の応援サイトがあります。パート・アルバイト・契約社員の他、短時間正社員など正社員の働き方の多様化についての情報をお届けしています。

多様な働き方

🔍 検索



問合せ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740